

新型コロナウイルス 5 類移行後の対応について

(特養/短期入所)

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日(月)に新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行します。

これに伴い当施設の対応は下記の通りとなります。

★当施設のスタッフの場合

○スタッフが体調不良の場合

・37.5℃以上(平熱より1℃以上高い)等の症状がある⇒体調が回復するまで出勤しません。

○スタッフの同居家族が陽性の場合

・家族の発症日の翌日から 7日間、当該スタッフは N95 マスクを着用し勤務にあたります。

○スタッフが陽性の場合

・発症日の翌日から 7日間(症状軽快後24時間を満たす)の自宅療養とします。当該スタッフは復帰後、発症日の翌日から 10日間を満たすまでは N95 マスクを着用し勤務にあたります。

★当施設のご利用者の場合

○ご利用者が体調不良の場合(短期入所)

・37.5℃以上(平熱より1℃以上高い)等の症状がある⇒キャンセルとして対応させていただきます。

○ご利用者の同居ご家族が陽性の場合(短期入所)

・家族の発症日の翌日から 7日間は利用見合わせとして対応させていただきます。

(隔離療養が出来ない場合は7日間にあらず、要相談とさせていただきます)

○ご利用者が陽性の場合

・特養入居者:発症日の翌日から 7日間(症状軽快後24時間を満たす)は隔離療養対応として対応させていただきます。

・短期入所:発症日の翌日から 7日間(症状軽快後24時間を満たす)は利用見合わせとして対応させていただきます。

○利用者が濃厚接触者

・特養入居者:陽性者との最終接触日から 7日間は療養期間として対応させていただきます。

・短期入所:自宅での濃厚接触時-同居家族の発症日翌日から 7日間は利用見合わせとして対応させていただきます。

利用中での濃厚接触時-陽性者との最終接触日から 7日間は療養期間として対応させていただきます。

★陽性者発生の場合の連絡について(短期入所)

・利用前日のTELにおいて直近の状況報告をさせていただき、ご利用者またはご家族に利用可否の判断をしていただきます。陽性者増加によりサービス提供が一時的にストップしてしまうことになった場合においては、即日ご利用者、ご家族、ケアマネージャーへ連絡させていただきます。